

ゼウスに対する承諾書

1. 本件「ペイメント・ツー」をご利用いただくお客さまには、決済代行会社である株式会社ゼウス（以下「ゼウス」といいます。）がお客さまに提供する各種サービスに係るゼウス所定の各規約（以下「加盟店規約」といいます。）に基づきゼウスがお客さまに支払う金銭をお客さまがゼウスに指定する銀行口座（以下「加盟店振込口座」と総称します。）に入金する日（以下「振込日」といいます。）を各月の末日とし、かつ、各振込日に係る締日を当該振込日の前月の末日のみとしていただく必要があります。
 - (1) 本件「ペイメント・ツー」に係る金銭消費貸借基本契約を締結される時点で、振込日が各月の末日となっていない、あるいは、各振込日に係る締日が当該振込日の前月の末日のみとなっていないお客さまにつきましては、振込日を各月の末日に変更すること、かつ、各振込日に係る締日を当該振込日の前月の末日のみに変更することについて同意し、かかる変更を行うための手続の実施を、ゼウスに対して依頼します。
 - (2) 本件「ペイメント・ツー」のお借入期間中、お客さまが、本件「ペイメント・ツー規定」第2条に反して、振込日を各月の末日以外の日に変更する、あるいは、各振込日に係る締日を当該振込日の前月の末日のみとしない状態に変更する申し入れを行った場合、かかる事実はゼウスより当社に対して通知され、お客さまはゼウスがかかる通知を行うことについて、承諾します。
2. ゼウスは、本件「ペイメント・ツー」のお借入れによってお客さまが早期受領できた信用販売に係る決済代金として提携業者がクレジット決済サービス利用規約等に基づき振込日にお客さまに対して支払う金銭（以下「本決済金」といいます。）をもってお客さまの代わりに、お客さまの当社に対する借入債務の弁済を行います。お客さまは、ゼウスが上記のような借入債務の弁済を行うことについて、承諾します。
3. 本件「ペイメント・ツー」のお借入れに係る契約に基づくお客さまの債務に不履行が生じた場合やお客様が同契約に基づく当社の債務について期限の利益を喪失した場合には、ゼウスは、お客さまに対する売上金支払いとしてゼウスがお客さまの代わりに当社又は他社から受領した資金（本決済金を除く。）を、お客さまに支払うことを留保したうえで、当社の請求により、当該留保した資金をもって、お客さまの代わりに、お客さまの当社に対する借入債務の弁済を行います。お客さまは、ゼウスが上記の支払留保及び借入債務の弁済を行うことについて、承諾します。